

～令和5年台風第13号により被災された皆様へ～

**【被災者生活再建支援金】のオンライン申請を
マイナポータル上で行うことができます**

[オンライン申請受付期間：2025年7月7日～2026年8月21日(金)]

オンライン申請利用のメリット

スマホひとつで。来庁不要

マイナポータルで結果を受け取り

必要なもの・事前の準備

- ☐ 申請者のマイナンバーカード
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード等）の表面の写し
- ☐ マイナポータルにアクセスするスマートフォン
- ☐ デジタル認証アプリのダウンロード
- ☐ 手続きに必要な添付書類
 - ・罹災証明書
 - ・工事請負契約書等の写し 等

※必要な添付書類の詳細は裏面（２ページ目）をご確認ください。

デジタル認証アプリの
ダウンロードはこちらから



<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>

手順

- ① 二次元コードを読み取り申請画面を表示
- ② マイナポータルにログイン
- ③ デジタル認証アプリにログイン
- ④ 申請情報を入力し申請内容を確認

申請画面はこちらから



<https://myna.go.jp/general-electronic-application/procedure?applicationCode=001000020124273290191s24a2410010000000000000000000000>

お問い合わせ先



電話での問い合わせ

0475-46-2116

長南町役場 福祉課
平日 8:30～17:15
(土日・祝日は休業)



メールでの問い合わせ

fukushi@town.chonan.lg.jp

長南町役場 福祉課
受付 24時間365日
回答 翌営業日以降



- 申請に必要なとなる主な書類は次のとおりです。
- (公財) 都道府県センターHP (右記) に掲載の「申請書類チェックシート」を**必ず**ご確認の上、書類をご準備ください。
- 各書類は、pdf形式のほか、**書類全体が明瞭に判別できる写真 (画像)** 形式でも提出可能です。

➤ 必要となる主な書類

被害の程度	基礎支援金の申請時	加算支援金の申請時
全壊	☐ 罹災証明書	☐ 工事請負契約書等 (全ページ) の写し (注)
半壊解体	☐ 罹災証明書 ☐ 公的機関発行の解体証明書 又は滅失登記簿謄本	☐ 同上
大規模半壊	☐ 罹災証明書	☐ 同上
中規模半壊	× (支給対象外)	☐ 罹災証明書 ☐ 工事請負契約書等 (全ページ) の写し (注)

(注) 「建設・購入」、「補修」及び「賃借」のいずれかの再建方法に応じたものをご提出ください。

➤ 申請状況に応じて必要となる主な書類

- マイナポータル上の「公金受取口座」を利用しない場合
☐ 預金通帳の写し (※注)
- 被災時世帯主ではない方が申請を行う場合
☐ 被災時世帯主のマイナンバーカードの表面、裏面の写し
- 被災時世帯主ではなく、被災時同一世帯員への支給を希望する場合
☐ 当該世帯員の預金通帳の写し (※注)
☐ 委任状 ((公財) 都道府県センターHPに掲載の様式により作成してください。)
- 被災後に世帯主がお亡くなりになった場合
☐ 世帯主の住民票除票、戸籍又は死亡診断書

(※注) 銀行名、支店名、口座種別 (普通口座のみ可)、口座番号、口座名義人カナが分かる箇所を撮影してください。

➤ 【ご注意】以下に該当する方は、窓口での申請をお願いします。

- ・被災した住所が、被災時の住民票上の住所と異なる方
- ・添付書類や「申請書類チェックシート」の内容についてご不明な点がある方 等

受付期限のご案内

オンライン申請の受付は【本年8月21日(金)17時00分】で終了します。
申請希望の方はお早めにマイナポータルから申請をお願いします。
※ 窓口での申請の受付期限については問合せ先へご確認をお願いします。